

軽自動車税（種別割）の課税免除のあらまし

名古屋市

名古屋市では、身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」といいます。）の交付を受けている方などが納税義務者となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」といいます。）については、軽自動車税（種別割）が課税免除されます。軽自動車税（種別割）の課税免除を受けるためには、要件を満たすこと及び軽自動車税（種別割）課税免除届出書の提出が必要です。

課税免除される軽自動車等の要件

1 障害者手帳の交付を受けている方

- ・以下の（１）から（３）の表に該当する方
- ・以下の（１）から（３）の表に該当する方（（１）の身体障害者手帳の交付を受けている方については19歳未満に限ります。）と生計を一にする方

が納税義務者となる軽自動車等については、1人1台に限り軽自動車税（種別割）が課税免除されます。

ただし、自動車検査証または軽自動車届出済証の「自家用・事業用の別」欄に、「事業用」と記載されている車両は除きます。

（１）身体障害者手帳の交付を受けている方

区 分		課税免除の対象となる範囲
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り ます。）
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう 又は直腸・小腸の機能障害		1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能・肝臓の機能障害		1級から4級までの各級

※2以上の障害がある場合には、身体障害者手帳の総合等級はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、課税免除の判断にあたっては、それぞれの級別で判断します。

（２）愛護手帳または療育手帳の交付を受けている方

区 分	課税免除の対象となる範囲
愛護手帳	1度、2度及び3度（療育判定Aに限ります。）
療育手帳	A

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

区 分	課税免除の対象となる範囲
精神障害者保健福祉手帳	1 級

2 障害者手帳の交付を受けている方で納税が困難な方

上記1 (1) ~ (3) の表にある障害の等級に該当しないが、身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、前年中の総所得金額等が110万円以下の方のうち、納税が困難と認められる方が納税義務者となる軽自動車等については、1人1台に限り軽自動車税（種別割）が課税免除されます。

ただし、自動車検査証または軽自動車届出済証の「自家用・事業用の別」欄に、「事業用」と記載されている車両は除きます。

なお、前年中の総所得金額等の確認の結果、総所得金額等が110万円を超える方には納税通知書を8月以降に送付します。

3 その他の課税免除について

上記1及び2のほか、戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち一定の要件に該当する方が納税義務者となる軽自動車等や、身体障害者等が利用するための構造を有する軽自動車等については、軽自動車税（種別割）が課税免除されます。

詳しくは金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお問い合わせください。

課税免除の届出に必要な書類等と提出先

1 課税免除の届出に必要な書類等

区 分		必要な書類等
障害者手帳の交付を受けている方		・身体障害者手帳 ・愛護手帳または療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
障害者手帳の交付を受けている方と生計を一にする方	同一世帯の場合	
	異なる世帯の場合	上記手帳等のほか、生計同一証明書
障害者手帳の交付を受けている方で納税が困難な方		・身体障害者手帳 ・愛護手帳または療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
その他の課税免除		詳しくは、金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお問い合わせください。

2 軽自動車税（種別割）課税免除届出書の提出先

金山市税事務所のほか、区役所・支所などの税務窓口で提出できます。

なお、軽自動車税（種別割）課税免除届出書は提出先にあります。

お問い合わせ先

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。軽自動車税の課税免除についてのお問い合わせは金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお願いします。

名古屋市金山市税事務所徴収課軽自動車税係

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 （名鉄正木第一ビル）

TEL (052) 324-9803 FAX (052) 324-9825